

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画変更認可申請（滞留水の管理に係る運転上の制限の項目に係る変更）に係る面談
2. 日時：平成 29 年 6 月 19 日（月）15 時 00 分～15 時 25 分
3. 場所：原子力規制庁 9 階会議室
4. 出席者
 - ・原子力規制庁原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
片岸安全審査官、三澤安全審査官、塩見安全審査官
 - ・東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー プロジェクト計画部 担当2名
5. 要旨
 - 東京電力ホールディングス株式会社から、排水完了エリアにおいて滞留水の流入が認められた場合の管理方針について、資料に基づき説明があった。
 - 建屋滞留水の急激な水位上昇等の要因により、排水完了エリアに貯留する残水に水位連動が確認された場合は、速やかに水位連動が無い状態にする措置を講じた上、排水完了エリアに流入した滞留水の排水を行う。
 - 原子力規制庁は、想定を超える事象が発生し、排水完了エリアとして管理することが困難と認められる場合は、その後の管理について、規制庁に報告するよう求めた。
 - 東京電力ホールディングス株式会社は、上記規制庁の求めを了解した。
6. その他
配布資料：「実施計画Ⅲ章第 26 条変更について」